

令和3年2月15日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市国民健康保険運営協議会
会長 竿田 嗣夫

令和3年度大阪市国民健康保険事業について（答申）

令和3年1月18日付け大福祉第3220号により諮問のありました事項について、
次のとおり答申します。

大阪市国民健康保険運営協議会答申

1 はじめに

国民健康保険は、国民皆保険の基礎をなす制度として、被用者保険の加入者等を除き、広く地域住民を対象とし、健康の保持・増進に重要な役割を果たしているが、その加入者には高齢者や低所得者が多く、財政基盤が極めて脆弱であるという構造的問題を抱えているとともに、少子高齢化の進展や医療の高度化、社会経済情勢の変化などにより、医療保険制度を取り巻く環境は年々大きく変化してきており、このままでは国民皆保険制度の維持すら難しい状況である。

このような中、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営を担うことを基本とする都道府県単位化が実施された。

大阪市国民健康保険事業においては、これまで多額の累積赤字を抱えてきたが、平成 30 年度決算では累積収支が約 23 億円の黒字となり、累積赤字を解消することができたところである。

しかしながら、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、依然として毎年、一般会計からの多額の繰り入れを行っているところであり、国民健康保険における構造的な問題は引き続き残っていることから、今後とも長期的に安定した運営を行うためには、財政運営の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの抜本的な制度改革が必要である。

以上のような現状を踏まえ、当協議会としては、令和 3 年 1 月 18 日付け大福祉第 3220 号により大阪市長から諮問のあった事項について、以下のとおり答申する。

2 答 申

市長から諮問のあった事項は、次のとおりである。

【諮問事項 1】 国民健康保険料の基礎賦課額等の賦課割合について

令和 3 年度の国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額につ

いて、所得割 46%、被保険者均等割 31%、世帯別平等割 23%とする。

併せて、介護納付金賦課額の賦課割合を、所得割 46%、被保険者均等割 47%、世帯別平等割 7%とする。

【諮問事項 2】 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

国民健康保険料の基礎賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の61万円を63万円に改める。

国民健康保険料の介護納付金賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の16万円を17万円に改める。

以上の諮問事項について審議した結果、諮問事項 1 の賦課割合の設定については、平成 30 年度からの国保の都道府県単位化に伴い、大阪府では府内統一保険料率とされていること、また、多人数世帯への一定の配慮がなされていることを踏まえ、今回の諮問は、賦課割合を令和 6 年度の府内統一保険料率に向けてなだらかに移行する経過措置を講じようとするものであって、令和 2 年度に引き続き行う措置であることから、当該内容については妥当である。

また、諮問事項 2 の賦課限度額の改定については、府内統一保険料率と同一基準とするとともに、中間所得者層における負担の軽減を図るための措置であるということから、当該内容についても妥当である。